

## 1. 意見提出者の内訳

		メール	FAX	郵送	合計
個	人	7	0	0	7
団	体	0	0	0	0
計		7	0	0	7

## 2. テーマ別の意見件数

### 霧島錦江湾国立公園(仮称)の公園区域及び公園計画の変更案

項	目	意見数
総計		0

### 屋久島国立公園(仮称)の指定及び公園計画の決定案

項	目	意見数
総計		0

### 屋久島生態系維持回復事業計画(環境省原案)

項	目	意見数
1.	生態系維持回復事業計画の名称	0
2.	生態系維持回復事業計画の策定者	0
3.	生態系維持回復事業計画の計画期間	0
4.	生態系維持回復事業の目標	12
5.	生態系維持回復事業を行う区域	0
6.	生態系維持回復事業の内容	
	(1)生態系の状況の把握及び監視(モニタリング)	3
	(2)生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除	11
	(3)動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善	0
	(4)生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖	4
	(5)生態系の維持又は回復に必要な普及啓発	2
	(6)前各号に掲げる事業に必要な調査等に関する事業	0
7.	生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項	
	(1)生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項	3
	(2)生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項	0
	(3)生態系維持回復事業の実施体制に関する事項	1
その他		7
総計		43

屋久島国立公園（仮称）における生態系維持回復事業計画に対する意見の要旨と対応の考え方

項目番号	意見の要約	対応の考え方
4. 生態系維持回復事業の目標	生態系維持回復事業の目標に具体性がないため、目標設定や事業そのものが科学的に妥当なのか判断できないのではないか。	屋久島の特徴的な生態系が、ヤクシカの採食圧等により危機的な状況にあることから、ヤクシカの採食圧による影響の低減等を通じて生態系の維持又は回復を図ることを目標としています。 なお、具体的な事業については屋久島世界遺産地域科学委員会での有識者のご意見を踏まえながら実施していきます。
	本計画において、計画策定の背景や原因となる人為的活動などヤクシカ以外の要因が検討されていない。	現状と課題として特筆すべきものを記載しているため、原文どおりとします。
	ヤクシカは屋久島のみではなく、口永良部島にも生息しているので「日本で屋久島だけに分布する」の訂正を求める。	ご意見の趣旨を踏まえ、「日本で屋久島と口之永良部島にのみ分布する」に修文します。
	目標中にある「植生の単純化」について現在といつの時点と比較して単純化しているのか。	1970年代の種組成から比較して単純化しています。
5. 生態系維持回復事業を行う区域	屋久島の原生的な生態系に対して生態系維持回復事業が行われることで生態系かく乱するおそれがあるため、「原生自然環境保全地域」「特別保護地区」「特別地域」で実施すべきではない。	ヤクシカの生息密度は一樣ではありませんが、屋久島において全体的に1970年代と比較し高密度で生息しています。 このため、ヤクシカによる影響が予想される地域や放置しておけば本来の生態系に支障を及ぼす可能性が高い地域については順応的な対策や監視（モニタリング）をする必要であり、当該生態系維持回復事業を行う区域は、屋久島国立公園（仮称）のうち屋久島に係る地域全域としています。 また、事業区域で実施する事業については屋久島世界遺産地域科学委員会からの助言も受けるものとします。 なお、原生自然環境保全地域は屋久島国立公園（仮称）区域外であるため本計画の対象外となります。
	生態系維持回復事業の範囲が曖昧であり、ヤクシカの生息密度についても一樣に高密度ではないため、高密度の区域を一括りにするのは妥当ではない。	
6. 生態系維持回復事業の内容	地域の生態系を特徴づける植物の定義について不明確である。	当該生態系維持回復事業を行う区域は、屋久島国立公園（仮称）の屋久島に係る地域となっており、屋久島の多様な植生が当該事業の対象に含まれます。したがって、「地域の生態系を特徴づける植物」とは、各植生の種構成において特徴的な植物種を指します。
	土壌侵食についてヤクシカの採食圧によるとされているが変化要因にヤクシカ以外がの要因を考慮した上で調査分析手法について十分に検討した上で科学的に検証すべき。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
	本計画6.（2）にある「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」において、なぜ植物のみを対象としたのか。	動植物の防除のなかでも特記すべきものとして「外来植物の防除」を記載しているものであり、他の動植物についても対象にふくまれます。
	本計画6.（2）にある「人為的介入を行うことが適切かつ効果的な地域」の判断基準が不明確である。	「人為的介入を行うことが適切かつ効果的な地域」とは、シカの個体数調整や保護柵の設置等を行わなければシカの採食圧により森林生態系が維持できない地域と考えていますが、判断基準については事業内容を踏まえ、屋久島世界遺産地域科学委員会からの助言も受けるものとします。
	ヤクシカの個体数管理等の事業については、その効果を科学的に検証するために対象照区を設定することが不可欠である。	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

	<p>くくりわなは他の野生生物などの誤捕獲のおそれがあるため使用するべきではない。</p>	<p>6(2)で記述のとおり他の動物への影響を最小限に留めるよう努めることとし、くくりわなの設置に当たっては、他の野生動物が捕獲されることの無いよう配慮します。</p>
	<p>本計画6.(4)にある「表土の移植」について、不明確な部分があるため、明確にするべき</p>	<p>表土の移植の実施にあたっては、事業内容等を踏まえ、屋久島世界遺産地域科学委員会から助言を受けるものとします。</p>
	<p>絶滅のおそれのある植物種について、栽培等の保護増殖について行うことは一般的なのか、コスト面からも疑問である。</p>	<p>栽培等の保護増殖は、生育域内での生育が困難な場合において行う応急的な措置として考えています。種の急性性とコスト面等を踏まえて実施していきます。</p>
7. 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項	<p>生態系維持回復事業に具体的な目標がなければ事業の評価及び見直しができないのではないか。</p>	<p>具体的な目標の設定、事業の評価及び目標の見直しについては、屋久島世界遺産地域科学委員会での有識者の意見を踏まえつつ、適宜行うものとしています。</p>
	<p>屋久島西部地域で調査研究を行っている研究者と連絡調整を行ってほしい。生態系維持回復事業によるシカの捕獲により生態系が人為的に大きく攪乱されれば西部地域で蓄積された研究データがかく乱され、科学的にも予算的にも労力的にも大きな損失を被る。</p>	<p>西部地域においては現状のまま推移すればシカの嗜好植物が消失し、非嗜好植物が優占するなどにより植生のみならず他の動植物にも影響を与え、本来の生態系の維持に大きな支障を及ぼすものと考えます。 ヤクシカの捕獲による生息密度の変化と植生や種の多様性の回復の状況等については、6.(1)で記述のとおり生態系の状況の把握及び監視(モニタリング)を実施していくこととしています。</p>
その他	<p>本計画中に「回復」と「増加」の両方の言葉が使用されているが、違いについて説明せよ。</p>	<p>本計画中に「増加」は使用されておりません。</p>
	<p>屋久島は世界遺産やMAB(人間と生物圏計画)-BR(移行帯)であるため、地域との協力した方法の検討や普及啓発が必要</p>	<p>ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>生態系維持回復事業にかかる総事業費について公開すべき。</p>	<p>当該生態系維持回復事業にかかる総事業費は未定です。必要な対策が適切かつ順応的に実施できるよう適切な予算措置に努める考えです。</p>
	<p>生態系維持回復事業は他の事業により実施されている重複事業ではないか。</p>	<p>これまで実施されてきた生態系の維持及び回復にかかる他の事業について、当該生態系維持回復事業計画に集約する考えであり、重複事業にはならないよう努める考えです。</p>
	<p>ヤクシカの大量捕獲が世界遺産の再審査においてマイナス要素となり、危機遺産に登録されてしまうことを考慮すべき。</p>	<p>ヤクシカの個体数管理等を実施しない場合、森林生態系の維持に重大な影響を及ぼすことになり、世界自然遺産登録の要件となった自然景観及び生態系が損なわれる可能性が高いと考えます。</p>
	<p>※意見の要約については、原則として寄せられた意見にある「意見の要約」を抜粋しているが、「意見の要約」が記載されていない場合等においては、事務局において意見の趣旨を尊重しつつ意見の要約として簡潔にとりまとめた。</p>	